

所得税・市県民税の

申告はお早めに！

問い合わせ▼

市税課

例年、会場は大変混み合います。時間・期間に余裕を持ってお出かけください。

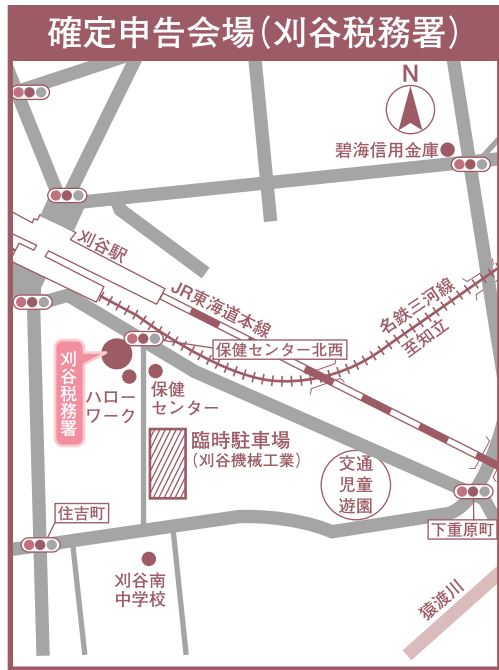
■申告はこうして

●期間 2月18日(月)～3月17日(月)(土・日曜日を除く)

〈刈谷税務署〉

2月24日(月)、3月2日(月)も開設します。確定申告の還付申告は1月4日以降から受け付けしています。

●時間 午前9時～午後5時(終了1時間前までに来場してください)



出張申告相談会場(時間:午前9時～午後4時)		
とき	ところ	対象地区(町)
1月		
28日(月)	桜井公民館	小川、姫小川、野寺、寺領、木戸、藤井
29日(火)		桜井、東、藤野、堀内
30日(水)	西部公民館	箕輪、福釜
31日(木)		高棚、榎前
2月		
1日(金)	作野公民館	今池、住吉、篠目、井杭山、池浦
5日(火)	南部公民館	和泉、城ヶ入
6日(水)		東端、根崎、石井
7日(木)	二本木 公民館	二本木、美園、緑、二本木新、三河安城 三河安城本、三河安城東、三河安城南
8日(金)	東部公民館	新田、弁天、新明、三別、平貴
12日(火)	北部公民館	浜屋、東栄、今本
13日(水)		里、橋目、柿碕、尾崎、宇頭茶屋
15日(金)	安祥公民館	上条、西尾、東尾、河野 古井、東新、浜富、東明

※桜井公民館の駐車場混雑時は、J Aあいち中央桜井支店の駐車場をご利用ください。

〈市役所大会議室(申告相談)〉

確定申告書・市県民税申告書がすべて記入してある場合は、投かん箱に入れてください。確定申告の場合、必要な資料の添付と控え(3枚目)の取り忘れがないようにお願いします。

※左ページ「市役所で行う申告相談会場の流れ」もご覧ください。

●時間 午前9時～午後4時

※市役所西会館・市役所向かいの駐車場をご利用ください。

■こんな場合は申告をここで掲げているものは、主

な例です。

①営業、農業、その他の事業所得がある

②家賃、地代などの所得がある

③給与のほかにも所得がある

④2か所以上から給与を受け取っている

⑤生命保険の満期や解約などの所得がある

⑥株式などの配当所得がある

⑦所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取っている

⑧土地、建物などの譲渡所得がある

⑨公的年金(厚生年金・国民年金・共済年金)などの所得があり、社会保険料などの控除を受ける

■申告書を発送します

1月下旬に申告が必要と思われる人へ、申告書を送付します。もし届かない場合は、刈谷税務署か市税課でお受け取りください。所得税の確定申告書は、国税庁ホームページからダウンロードもできます。

※給与所得の人へは、申告書を送付しません。還付申告をする場合は、右記の方法で申告書を入力してください。

■申告には何が必要？

①申告書(事前に届いたものがある場合)

②収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)

③社会保険料(国民健康保険税、介護保険料などの支払金額がわかるもの)

④生命保険・地震保険・損害保険の支払証明書

⑤国民年金保険料の控除証明書

⑥筆記用具・電卓

⑦認め印

⑧昨年の申告書の控え

そのほかにも次のものが必要な場合もあります。

配偶者控除、配偶者特別控除を受けるが配偶者に収入がある↓

配偶者の所得金額のわかるもの(源泉徴収票など)

所得税が還付になる↓還付口座(申告者本人名義)の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの

■国民健康保険税・介護保険料の納付額証明

国民健康保険税・介護保険料の納付額証明は、該当者へ、市役所から直接送付します。申告の際は忘れずにお持ちください。

●問い合わせ 国民健康保険税・介護保険料(市に納付した人)▼国民年金課 国民年金保険料▼刈谷社会保険事務所(☎21-2111)

※介護保険料が年金から引き落とされる人は、源泉徴収票に納付額の記載があります。

市役所で行う申告相談会場の流れ

●受付 職員が申告に必要なものがそろっているか確認し、申告内容によっては、以下のとおりに案内をします。

①給与所得者の還付申告等→タッチパネルコーナーへ(確定申告が不要の場合→市県民税の申告へ)

②営業所得、農業所得、不動産所得、土地・家屋・株式などの譲渡所得、先物取引による雑所得がある→刈谷税務署へ

③住宅借入金等特別控除の確定申告→刈谷税務署へ

※贈与税、相続税、消費税の申告も、刈谷税務署へ。

●記載指導会場 「確定申告書2表」を記入します。「確定申告の手引き」や、受付でお渡しする「記載方法」を参考にしてください。

●申告相談会場 申告書の作成を職員が補助します。

●タッチパネルコーナー 音声案内に従い、画面を操作するだけで申告書が作成できます。対象は「①に該当し、かつ③医療費控除を受ける④中途退職した⑤2か所以上からの給与所得がある⑥年末調整漏れの所得控除がある」のいずれかに該当する人です。

●市県民税の申告 記載指導会場で住所・氏名・所得・控除などを記載し、申告相談会場へ。

個人住民税

税制改正

■市県民税の住宅ローン控除に係る減額措置の創設

●対象 次の①②を満たす人

①平成11年～18年に入居し、平成19年分以降の所得税に住宅借入金等特別控除の適用がある

②平成19年度の税法改正で所得税が減額となった影響により、平成19年分の所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある

※平成19年以降に入居した場合、市県民税の住宅ローン控除の適用はありません。

●申告期限 3月17日(月)

※住宅ローン控除は最長で28年度までの市県民税に適用されますが、申告は毎年必要です。

●提出書類 市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書※申告書は、市税課または市ホームページで配布しています。

●提出先 申告書を持って、刈谷税務署へ(確定申告をしない場合は申告書に源泉徴収票を添付して市税課へ)

■税源移譲時の年度間の所得変動に伴う経過措置(平成20年度のみ)

税源移譲により、所得税は平

平成19年分から、市県民税は平成19年度から税率が変更されました。しかし、退職、長期休業などの理由で市県民税の負担が増加する一方、所得税については負担軽減の措置を受けられない場合もあります。この場合、一定の要件に該当し、申告をすることで、平成19年度の市県民税を減額できます。

●対象 次の①②を満たす人

①平成19年度市県民税の課税所得金額が、所得税と市県民税の人的控除額差の合計額(分離課税分を含む)以下

●申告期限 7月1日(火)～7月31日(木)

●提出先 平成19年度分市県民税減額申請書を持って市税課へ(平成19年1月2日以降に安城市に転入した人は、当時住んでいた市町村へ)

■高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置の廃止

平成18年度に、合計所得金額が125万円以下の高齢者(昭和15年1月2日以前に生まれた人)を非課税とする措置が廃止されました。これに伴う経過措置が

控除の計算

保険の契約区分	支払保険料の額	控除額
地震保険料(A)のみ	5万円以下	支払い金額の2分の1
	5万円超	2万5000円
旧長期損害保険料(B)のみ	5000円以下	支払保険料全額
	5001円～1万5000円	支払保険料の2分の1+2500円
AとBの別々で契約がある	1万5000円超	1万円
	Aが5万円未満	Aの2分の1+Bで計算した控除額 ※限度額2万5000円
	Aが5万円以上	2万5000円

※Bは平成18年12月31日までに締結したものに適用。一つの契約でAとB両方を支払っていた場合はどちらか有利な方の控除を選択。

■市県民税における地震保険料の創設

●対象 次の①②に該当する地震保険

①本人や配偶者、その他の親族が所有する家屋(常時居住しているもの)や家財などを保険の目的としているもの

②地震などが原因で生じた損害に対して支払われるもの